介護休業手当金請求書

記入例①　月の途中から介護休暇を取得した場合の初月の例
（3月の介護休暇期間：3月8日から3月31日・
介護休暇期間週休日日数：6日間・
介護休暇期間の休暇の日数：1日であるとき）

所属所文書受付印	共済事務担当者印
受　付　〇〇.〇〇.〇〇　共済小学校	県事協

決定金額	※	支給日数	※ 日

介護休暇処理簿等により記入する。

組合員証記号番号	公立鹿	654321	所属所名	鹿児島市立共済小学校											
（フリガナ） 組合員氏名	キョウサイ　ハナコ 共済　花子		介護者	氏名	共済　五郎	続柄	父								
				住所	鹿児島市共済町２－２										
介護休暇承認期間	令和	〇〇	年	3	月	8	日 から	令和	〇〇	年	5	月	2	日 まで	
請求期間（歴月単位）	令和	〇〇	年	3	月	8	日 から	令和	〇〇	年	3	月	31	日 まで	
短期掛金の基礎となる標準報酬	標準報酬														
	等級	第	26	級	標準報酬月額	500,000	円								
請求金額	211,157	円	請求日数（週休日，休日を除く。）	17	日										

歴月単位で請求する。

給与支給内訳書の共済短期掛金の等級・標準報酬月額を記入する。不明な場合は共済組合へ問い合わせる。

上記のとおり請求します。
公立学校共済組合鹿児島支部長　殿

令和　〇〇　年　4　月　25　日
（請求日は請求期間の末日の翌日以降）

請求者（組合員）
〒 890-8566
住所　鹿児島市共済町２－２
氏名　共済　花子　（共済印）
電話番号（　099　－　222　－　1111　）

記載事項は，事実と相違ないものと認めます。

令和　〇〇　年　4　月　25　日

〒 890-8577
所属所所在地　鹿児島市共済町３－３
所属所長 職・氏名　校長　鹿児島　一郎　（職印）
（　111　－　2222　）

週休日，祝日，年末年始の休暇，介護休暇を半日又は時間単位で取得している日を除く。

（別紙へ続く。）

注1　※印欄は記入しないでください。
2　介護休業手当金は，介護を必要とする一の継続する状態について介護休暇の日数を通算して66日を超えない日数について支給されます。
3　別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書（介護休業手当金）」に，給与事務担当者の確認を受けて提出してください。
4　次の書類を添付してください。
ア　介護休暇承認簿の写し
イ　当月の介護休暇日において支給された給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※　共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額		円 － 控除額合計 ＝	差引支給額		円

詳しくは共済のしおり（鹿児島支部ホームページ）を参照のこと

記入例① 月の途中から介護休暇を取得した場合の初月の例
（3月の介護休暇期間：3月8日から3月31日・
介護休暇期間の週休日日数：6日間・
介護休暇期間の休暇の日数：1日であるとき）

（別紙） 報酬支給額等証明書兼給付金請

令和 ○○ 年 3 月 の報酬等について

令和 ○○ 年 4 月 25 日

給与事務担当者確認印	左記の担当者と請求組合員の所属所が異なる場合の連絡先
県事協	電話番号 （ － － ）

給与事務担当者の確認印を受けて提出する。

区分	☑ 新規 □ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	654321

報酬（給与）の一部が支給されるときは，1日あたりの給付額が減額調整され，休業手当金と報酬の差額が支給される。

標準報酬月額 ア	500,000	円
地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額 A	2,691	円
当月の給与支給対象日数 B（当月の現日数－週休日）	23	日
当月の介護休暇取得日数 C（週休日，休日を除いた日数）	17	日

へき地手当，準へき地手当がある場合に記入する。

地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額Aの算出基礎となる報酬（給与）

報酬Ⅰ	報酬（給与）種別	算出基礎額（月額）	
	給料（調整額，教職調整額を除く。）	409,600	円
	給料の調整額	11,000	円
	特地（へき地）手当		円
	準特地（準へき地）手当		円
			円
	報酬Ⅰの合計 D	420,600	円

給与額Aの算出基礎とはならない報酬（給与）

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）	報酬（給与）種別	月額	
	教職調整額	16,384	円
	扶養手当	11,500	円
	義務教育等教員特別手当	6,900	円
	住居手当	27,000	円
			円
			円
	報酬Ⅱの合計 E	61,784	円

当月の介護休暇日において支給された報酬（給与）種別を記入する。
ただし，通勤手当については当月の介護休暇日を含めた期間分が支給された（日割計算されない）ときは，調整の対象とならないので，記入を要しない。（注3参照）

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 F（D÷B）	18,286.95	円	（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの1日当たり減ずる額 G（A×7.75）	20,855.25	円	（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの減額後の日額 F'（F－G）	0.00	円	※ F－G≦0のときは F'＝0（ゼロ）
報酬Ⅱの日額 H（E÷22）	2,808.36	円	（小数点第2位未満切捨て）
報酬日額 ①（F'＋H）	2,808	円	（1円未満切捨て）

1 給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝ 標準報酬日額 イ 22,730 円

②の給付日額が，給付上限日額を超えるときは，給付上限日額が給付日額になる。給付上限日額は毎年8月ごろ改定・通知される。

標準報酬日額 イ × 67／100 ＝ 給付日額 ② 15,229 円 （1円未満切捨て，給付上限日額と比較）

2 給付対象日数

給付対象日数 ③（介護休暇取得日数Cのうち②又は給付上限日額＞①となる日数）	17	日

3 控除額（報酬との調整額）の計算

報酬日額① × 給付対象日数③ ＝ 控除額 ④ 47,736 円

4 請求金額の計算

給付日額②又は給付上限日額 15,229 円 × 給付対象日数③ － 控除額④ ＝ 請求金額 211,157 円

注1 勤務1時間当たりの給与額A及びその算出基礎となる報酬Ⅰは，地方公共団体等の給与条例等の規定により，記入してください。
2 報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を記入してください。
3 月の途中から休業又は復帰した場合の通勤手当については，休業日を含めた期間分が支給された（日割計算されない）ときは，調整の対象とはならないので，報酬Ⅱへの記入は不要です。

詳しくは共済のしおり（鹿児島支部ホームページ）を参照のこと